

情 報

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年6月分)	… 2
一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	… 4
タクシーの運賃改定の要請について(小田原地区)	… 5

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230606	株式会社 MARUKO(法人番号6070001026404)代表者:小池 光	群馬県館林市日向町10-26-6	神奈川	神奈川県平塚市田村2-5014-3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	死亡事故を引き起こしたことを端緒として、令和4年7月27日及び同年9月5日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)整備管理者の研修受講義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の5)、(9)事業計画事前届出違反(貨物自動車運送事業法第9条第3項)	3	3
20230606	有限会社 鶴丸商事(法人番号7030002091177)代表者:鶴丸 雅章	埼玉県越谷市大沢3-10-43 ワールドマンション越谷802号	八潮	埼玉県八潮市大字古新田316-3	輸送施設の使用停止(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	過積載運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和4年10月19日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
20230613	株式会社 カネタケ(法人番号9070001014876)代表者:金井 猛	群馬県伊勢崎市五目牛町385-1	本社	群馬県伊勢崎市五目牛町385-1	輸送施設の使用停止(220日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年5月27日、同年7月14日、同年7月27日、監査を実施。12件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(7)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(11)運行管理補助者の要件違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第3項)、(12)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	22	22
20230613	gf. K 株式会社(法人番号4011701002800)代表者:森 英樹	東京都江戸川区臨海町3-6-4-5F	本社	東京都江戸川区臨海町3-6-4-5F	輸送施設の使用停止(60日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年8月9日及び8月19日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)乗務等の記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)事業計画の変更認可違反(貨物自動車運送事業法第9条第1項)	6	6
20230620	司企業 株式会社(法人番号3180301018687)代表者:庄司 只功	愛知県豊田市本町中根98番地	水戸	茨城県那珂市古徳字辻後290-1	輸送施設の使用停止(190日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、福島運輸支局が福島郡山営業所に対して令和3年11月25日及び令和4年1月17日、監査を実施。5件の違反が認められたが、その後福島郡山営業所が廃止されたため、最寄りである水戸営業所に対して処分を行った。(1)点呼の実施義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)運行記録計による記録の不実記録(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	19	19

貨物自動車運送事業者行政処分状況(令和5年6月分)

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者点数	左記の行政処分の点数
20230620	株式会社 トランスポーター東京(法人番号2010801022289)代表者:喜舎場 哲	東京都大田区西六郷3-29-8	本社	東京都大田区西六郷3-29-8	輸送施設の使用停止(140日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年6月2日、同年6月16日、同年7月6日、監査を実施。7件の違反が認められた。(1)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(2)点呼記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第5項)、(3)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(4)乗務等記録の不実記載(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)運行管理者に対する指導及び監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第22条)、(7)運行管理者の助言に対する尊重義務違反(貨物自動車運送事業法第22条第3項)	14	14
20230620	酒井運送 株式会社(法人番号1050001021857)代表者:三上 一志	茨城県鉾田市滝浜338-5	本社	茨城県鉾田市滝浜338-5	輸送施設の使用停止(90日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項	労働局からの通報を端緒として、令和4年7月28日、同年8月24日及び同年9月7日監査を実施。10件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)疾病のおそれのある乗務(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項)、(3)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(4)乗務等記録の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条)、(5)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(6)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(7)運行指示書の記載事項違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(8)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(9)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(10)事故の未報告(貨物自動車運送事業法第24条)	9	9
20230620	新西運輸 有限会社(法人番号9060002012681)代表者:花塚 守克	栃木県さくら市大中160-10	本社	栃木県さくら市馬場296-2	輸送施設の使用停止(20日車)	貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項	法令違反の疑いがある旨の情報を端緒として、令和4年11月18日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)	2	2
20230620	有限会社 人組(法人番号8050002034307)代表者:村野 秀典	茨城県稲敷市浮島792-1	本社	茨城県稲敷市神宮寺十三塚2235-2	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	労働局からの通報を端緒として、令和4年10月21日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230627	株式会社 丸輝ライン(法人番号1030001073371)代表者:丸重 恒二	埼玉県川口市大字里385	厚木	神奈川県伊勢原市石田1512 DIA参番館203	文書警告	貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項	無免許運転があった旨の公安委員会からの通知を端緒として、令和5年5月11日、監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0
20230628	弁天丸商店 有限会社(法人番号7040002068744)代表者:須田 祐二	千葉県袖ヶ浦市蔵波107	本社	千葉県袖ヶ浦市蔵波107	事業停止(30日間)、輸送施設の使用停止(50日車)	貨物自動車運送事業法第27条第1項	千葉県木更津警察署長からの通報を端緒として、令和2年11月6日及び11月10日、監査を実施。9件の違反が認められた。(1)乗務時間等告示の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第4項)、(2)点呼の実施義務違反等(貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条)、(3)運行記録計による記録義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)、(4)運行指示書の作成義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の3)、(5)運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)、(6)初任運転者に対する指導監督違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(7)初任運転者に対する適性診断受診義務違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項)、(8)名義貸し(貨物自動車運送事業法第27条第1項)、(9)自動車に関する表示義務違反(道路運送法第95条)	35	35

注1 事業者点数は、関東運輸局の管轄区域での累計です。

注2 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(貨物自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について3.(4)但し書き参照)

令和5年7月19日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

千葉運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和5年7月19日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社アドバンス観光 (法人番号: 2040001098615) 代表者 多田 直美
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-24-4 (本社営業所) 千葉県袖ヶ浦市蔵波台5-24-4
(4) 行政処分等の内容	処分日車数20日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3.(6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項
(6) 違反行為の概要	令和5年5月18日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運転者に対する指導監督義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 2点 当該事業者の累積点数 2点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

運賃改定要請状況

運賃ブロック	交通圏	要請状況	要請から 3ヶ月経過する日
小田原地区	小田原交通圏	令和5年7月11日要請	令和5年10月10日(火)

(参考)

運賃適用地域	適用地域(営業区域)	市町村名
小田原地区	小田原交通圏	小田原市、南足柄市、足柄上郡大井町、開成町、山北町、松田町及び足柄下郡箱根町、湯河原町、真鶴町